

日本野鳥の会 野鳥保護区の 管理からインセンティブを考える

(公財) 日本野鳥の会 自然保護室

- ・ 野鳥をシンボルに、生物多様性保全に取り組む自然保護団体
- ・ 会員・支援者数 約5.0万人
- ・ 法人会員 約100社
- ・ 地域の自然を守る支部（連携団体）：全国に85団体

<ビジョン2030>

1. 絶滅危惧種の保護と野鳥の**生息地保全**
2. 地域の自然が地域の手で守られる社会づくり
3. 生きものや自然に配慮したエネルギーシフトの実現
4. 自然への理解者の増加
5. 自然保護を担う次世代の育成



目的：絶滅が危惧される鳥類の生息地のうち、保護事業対象種
(タンチョウやシマフクロウ, シマアオジ, イヌワシなど)
の生息地を保全する

対象：自然公園や鳥獣保護区等に指定されていない土地

方法：買い取りもしくは所有者との保全協定の締結

財源：支援者からのご寄付・ご遺贈

期間：日本野鳥の会が存続する限り

■ 当会独自の野鳥保護区のこれまで

1986年 小鷲頭山野鳥保護区 設置 (静岡県沼津市)

1987年 持田野鳥保護区東梅 設置 (北海道根室市)

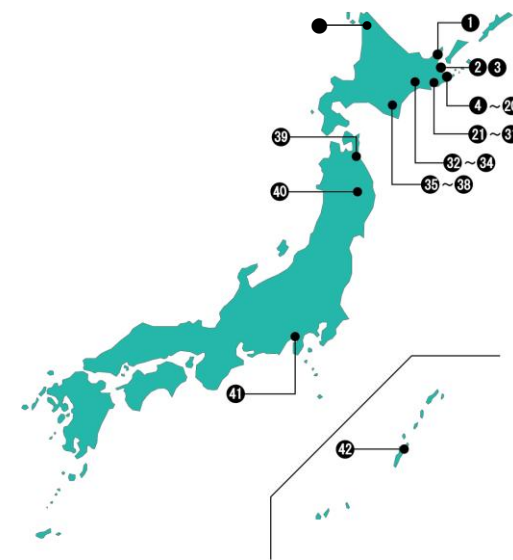
1992年 仏沼 (オオセッカ) , やんばる (ノグチゲラ) ,
1996年 盛岡 (イヌワシ)

2004年 持田野鳥保護区シマフクロウ根室第1

2019年 野鳥保護区シマアオジ サロベツ

2024年 渡邊野鳥保護区シマフクロウ根室第3

これまでに4,000ha (うち所有3,763ha) の野鳥保護区を設置



自然共生サイト 「渡邊野鳥保護区フレシマ」

目的：タンチョウ営巣地の保全

設置：2004年度

面積：203.7ha

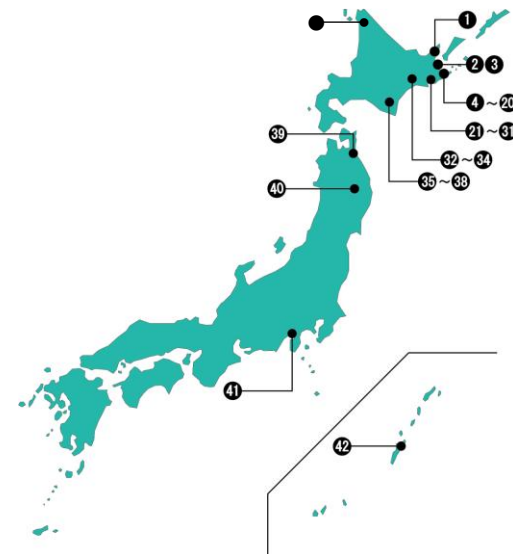
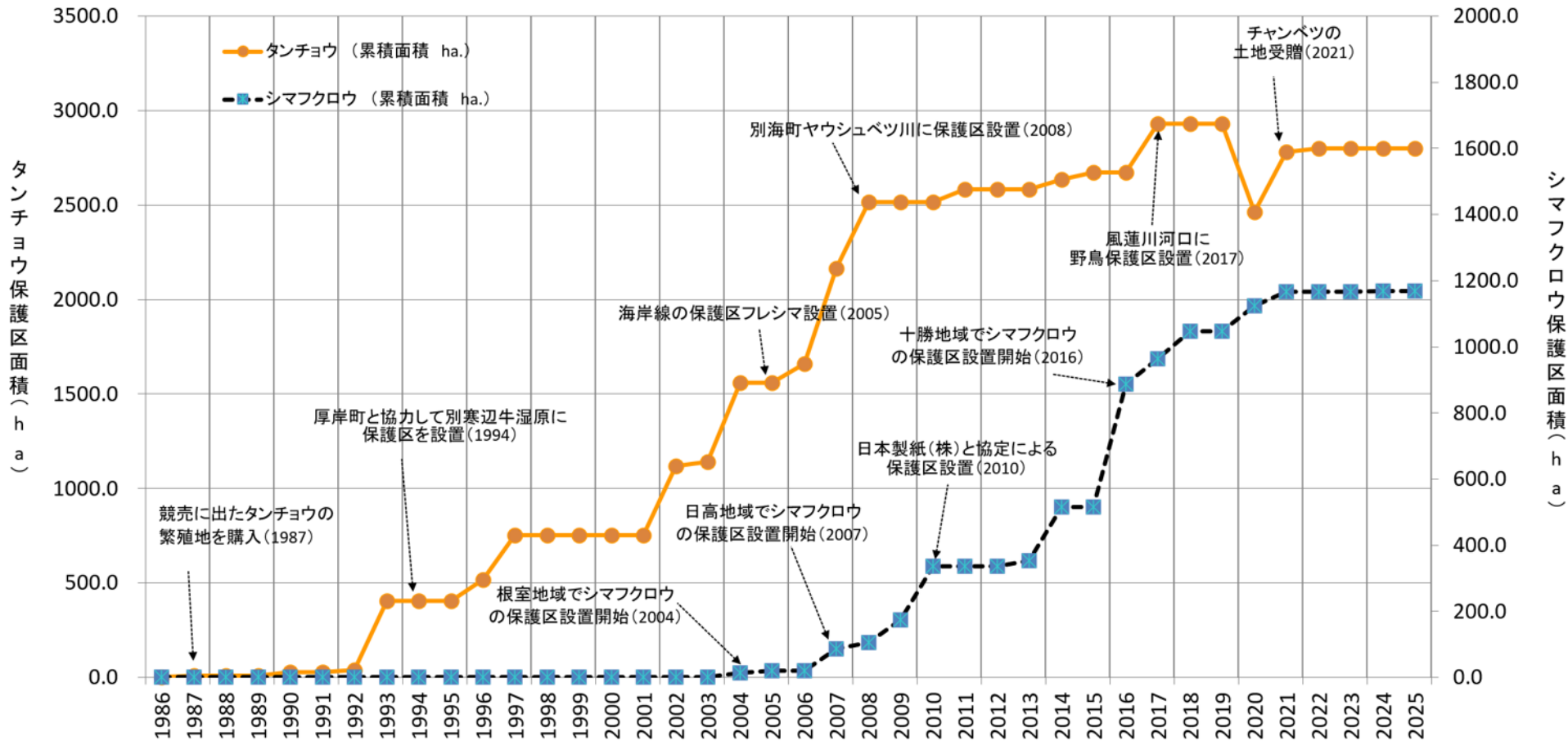
財源：渡邊士乃武氏（会員）からの寄付金

特徴：海岸線に道路がなく、北海道（根室地方）の原風景が残されている。
「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」



(公財) 日本野鳥の会 野鳥保護区について

■ 当会独自の野鳥保護区のこれまで



⇒自治体への土地の寄付を打診された方が、自治体から当会を紹介されたとして
コンタクトしてこられた結果、設置できた例もある（受け皿としての役割？）

■ 令和6年導入の公益法人の新会計基準

平成20年の公益法人制度改革時の会計基準の課題

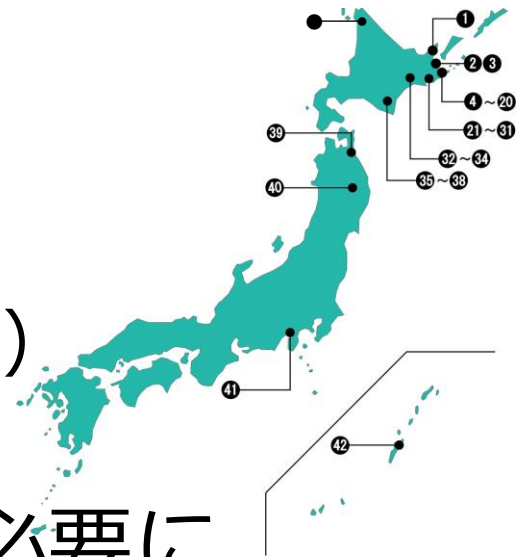
- ・ 財務諸表の本表が複雑で理解しにくい。
- ・ 企業会計基準との整合性が十分でない部分がある。
- ・ 収益認識のタイミングが必ずしも明確でない。
- ・ 小規模法人にとって負担が大きい項目がある。



新会計基準が令和6年に導入（10年まで経過措置期間）

⇒ 固定資産の**減損会計**が本格導入

⇒ 非資金生成資産についても減損判定の検討が必要に



＜減損判定条件＞

減損の兆候

④時価の著しい下落

例) バブル期に取得した土地の価格の下落

例) 開発目的の土地買取に対抗するために緊急避難として購入した土地の、開発中止（保護の成功）に伴う地価の下落

例) 希少種生息地にはそもそも路線価等の標準価格がない場合が多く、時価の低下がないことを証明することが困難

減損の認識の必要性

④時価の回復見込みがあるとは認められない

例) 経済的に需要のない土地であり、開発のための購入などが行われない限り、地価は回復しない

＜減損発生＞

使用価値と正味売却価額の高い方まで減損

課題) 使用価値が貨幣換算されない限り、そもそも比較できない

- ・ 減損対象となった場合、土地の所有による保護という手法への社会的信頼が低下し支援を得にくくなる可能性

資産等（※1）について使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フロー（CF）による投資回収を予定しているか。

YES

NO（※2）

資金生成資産の減損会計の適用

非資金生成資産の減損会計の適用

以下のいずれかの減損の兆候がある（※3）か。

- ① 損益又はCFについて、投資時に作成された合理的な事業計画からの著しい乖離又は長期間（3年から5年程度）に渡る継続したマイナス
- ② 回収可能価額を著しく低下させる変化
- ③ 経営環境の著しい悪化
- ④ 時価の著しい下落

以下のいずれかの減損の兆候がある（※3）か。

- ① 固定資産が帰属する事業の実績について、投資時の事業計画からの著しい乖離
- ② 資産等の使用範囲や方法、使用可能性を低下させる変化
- ③ 経営環境の著しい悪化
- ④ 時価の著しい下落

YES

YES

以下の減損損失の認識が必要な状況があるか。

- ・ 割引前将来CFの総額が、帳簿価額を一定程度（※4）下回る。

以下の減損損失の認識が必要な状況があるか。

- ① から③ 資産等の全部又は一部が使用されないと想定される。
- ④ 時価の回復見込みがあるとは認められない。

YES

YES

使用価値（将来CFの割引現在価値）と正味売却価額を比較して、正味売却価額の方が高いか。

使用価値（減価償却後再調達価額（※5））と正味売却価額を比較して、正味売却価額の方が高いか。

YES

YES

正味売却価額（時価－処分費用見込額）まで減額

- ※1 必要に応じて、他の資産等からおおむね独立したCF又はサービスを生み出す最小の単位で資産をグループ化する。
- ※2 公益目的事業財産は、利益獲得目的でないため、NOを選択する。
- ※3 いずれも状況がある場合だけでなく、状況が見込まれる場合を含む。
- ※4 少なくとも30%下回る場合には、減損の存在が確実と考えられるため該当する。
- ※5 算定が困難な場合は、簡便的に帳簿価額×使用が想定される割合で再調達価額を算定する。また、資産等の全部の使用が想定されない場合、再調達価額はゼロとなる。

「生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方」の概要

1. はじめに

- 生物多様性保全への民間資源動員拡大に向けた価値取引等も見据え、日本の自然の特徴を踏まえた生物多様性の価値評価の在り方について検討する目的。
- **グリーンウォッシュ**とならず**ネイチャーポジティブ**（以下「NP」とする。）につながる手法構築をめざす。
- **環境省が進める手法検討や自然共生サイトにおける試行に取り組む際の検討の基礎**とする。
- 今後、価値評価や活用に関わる様々な方々が活用できるよう**議論の進展・国際動向に応じて充実を図る**。

2. 背景（生物多様性の価値評価に関する国内外の動向）

- NP実現に向けて生物多様性保全への（民間含む）追加的かつ大規模な資源動員が必要とされ、手段のひとつとして価値取引が国際的に注目されている。国際的な規範化・標準化の動きがあり、各国で定量的な価値評価とそれを活用した様々な具体的制度の検討・実装が進んでいる。
- 国際的な評価手法では、アジア・モンスーン地域特有の二次的な自然のもつ価値が適切に評価できないことが指摘されており、**二次的自然環境の重要性や価値評価手法を改めて提示**していく必要がある。
- 国内的にも関心が高まり、民間企業・団体において先進的・意欲的な取組が始まっている。取組を維持・継続してもらうためには、目標設定や目標に対する**各主体の貢献度が「見える化」され、適切に評価されることが重要**。
- 社会的関心の高いうちに、国として生物多様性の価値評価に関する基本的な考え方や技術的な基礎を示しておく必要がある。

3. 対象と留意事項

- (1) **目指す姿** 原生的自然や**二次的自然環境**のもつ価値を適切に評価、**国際的にも応用できる**手法構築。
- (2) **価値評価の対象** **生物多様性の状態** ※生態系サービスを貨幣価値に換算する経済的価値評価とは異なる。
- (3) **我が国の自然環境の価値評価に当たってのポイント**
 - ① **モザイク性**のある自然の特徴を捉えることのできる空間スケールの設定
 - ② 遷移状態、かく乱環境を形成・維持するための**管理コスト**を適切に考慮した評価や時間スケールの設定
 - ③ 自然への働きかけに直結する**地域の生業や暮らし、伝統文化をも折り込んだ目標設定**
- (4) **既存の生物多様性オフセットや炭素市場からの教訓** **地域性や複合的な評価の必要性**の観点を踏まえた検討

私たち日本野鳥の会は減損会計の導入には反対しないが、

・ 環境保全のために取得した野鳥保護区は公益的価値を目的として保有される資産であり、**市場価格（時価）のみではその価値を十分に評価できない**と考えている



「生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての基本的な考え方」においても、生物多様性の価値評価にあたっては**貨幣価値換算以外の方法**が検討され、また**複合的な評価**の必要性が指摘されている



「**時価の著しい下落**」をもって減損の兆候があるとするのは、実情にそぐわないばかりか、30by30実現を遅延させる可能性

■ 減損会計に関する自然共生サイト認定特例の設定（1）

⇒ 自然共生サイト（維持タイプ）に認定された場合、**減損会計の対象から除外する特例**があれば、増進活動実施計画**申請のインセンティブ**になるのではないか

■減損会計に関する自然共生サイト認定特例の設定（2）

＜減損の認識が不要になる条件＞

時価の著しい下落による減損の兆候がある場合であっても、当該資産等を用いて**サービス提供を継続する場合**には、減損の認識は不要である。ただし、このような決定を行うためには、当該**サービス提供の継続可能性が高いことが要件**となる。

公益法人会計基準の運用指針 33（2）

⇒自然共生サイト（維持タイプ）に認定された場合、**計画の認定期間中はサービス提供が継続されると行政解釈する特例**を設定できれば、**申請のインセンティブ**になるのではない

■ 将来的な希望

- ・ 環境保全のために取得した土地について、そもそも**減損会計の対象から除外**される

⇒内閣府公益認定等委員会と連携し、**環境保全用地に係る減損会計の運用上の考え方の明確化**が必要

- ・ 環境保全のために取得した土地について、**時価が下落しても価値（サービス提供能力）が維持されていることを示す指標**が設定される

⇒生物多様性の価値評価**基準の早期策定と減損会計への適用**
（市場価値に生物多様性の価値を加えて判断）



■ 固定資産税の減免申請の煩雑さの解消

- ・ 当会が所有する野鳥保護区は18市町村に所在
- ・ うち9市町村に対して毎年減免申請を実施

⇒自然共生サイト（維持タイプ）認定地の固定資産税の減免申請が受理された場合、**残存する認定期間中の再申請が不要**になる特例を設定できれば、申請の**インセンティブ**になるのではないかと



申請を躊躇している主体に申請を促す試み

■プッシュ型の自然共生サイト

- ・生物多様性が高いことが分かっている土地の所有者（自治体、個人、法人）に、自然共生サイトへの申請を提案

⇒環境省・農水省・国交省から声をかけていくことは可能？

インセンティブの検討継続とともに・・

申請書類（審査）の一部省略などの特例が設定できれば、
申請が促進されるのではないか

（河川や農地、その他の自治体所有地など現時点で申請を想定していない場所が候補。保護地域間のギャップを埋める、希少種の行動圏を網羅する、などを期待）

